

富士フィルム和光純薬株式会社
試薬営業本部長 宛

大阪府中央区〇〇〇〇〇〇X X X X
X X 〇〇〇〇工業株式会社
部長 富士 純子 印

今般、貴社から購入予定の第一種特定化学物質は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）第25条ただし書きに規定する試験研究のために使用することを確約いたします。

1. 第一種特定化学物質を含む製品のメーカー名、品名、製品コード、容量、数量

AccuStandard Aroclor 1016 (C-216-ST-1-PAK) 1ml×1本
AccuStandard PCB Congener Set (PCB-W22-SET) (1ml×15本) 2セット

2. 第一種特定化学物質を試験研究用に使用する事業所名、所在地、使用者の所属、氏名及び電話番号

事業所名： X X 〇〇〇〇工業株式会社 分析センター
所在地： 大阪府中央区〇〇〇〇〇〇X X X X
所属： X 〇分析室 X 〇分析課
氏名： X 〇 次郎
電話番号： 099-9x9-9xx9

3. 試験研究の内容

目的：

環境試料（排水、排ガス、土壌）中に含まれるテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを定量分析することを目的とする。

内容：

今回購入する上記物質は、ガスクロマトグラフ質量分析計（GC/MS）で正確に定量分析を行うための標準物質として使用する。